

喜多方市あきない力向上支援事業補助金交付要綱

平成27年4月1日制定
平成30年5月2日改正
平成31年4月1日改正
令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、あきない力の向上に取り組む者を支援することにより商業の活性化を図るため、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あきない力とは、販売力や集客力、店舗の魅力など、良好な事業環境を形成するための必要なものをいう。
- (2) 中心市街地とは、商店が集積しているエリア、商店街等をいう。
- (3) 空き店舗等とは、過去に店舗や事業所を営んでいた建物で、閉鎖後概ね6ヵ月以上経過しているものをいう。
- (4) チャレンジショップとは、既に開業している者が中心市街地の自店舗の一部または空き店舗等を活用して新規分野に試験的に取り組む販売形態、及び開業を目指す者が中心市街地の既存店舗の一部を借用して一時的に試験販売に取り組む販売形態をいう。
- (5) 若手経営者とは、50歳未満の経営者で、法人の場合代表格を持つ者をいう。
- (6) 共同で取り組む事業とは、3者以上で連携して取り組む事業をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する小規模企業者で、原則として創業後2年目以降の者
- (2) 市長が適当と認めた者

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、あきない力の向上が見込まれる事業で別表1に掲げるものとする。ただし、国、県及びその他機関からの補助金がある場合は、対象外とする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を適切に実施するために必要な経費で別表2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、限度額を30万円とする。
ただし、交流人口の増加を期待できる改装等設備投資、中心市街地の空き店舗等の活用によるチャレンジショップのための改修等設備投資、及び若手経営者が共同で取り組む事業については、限度額を50万円とする。

2 前項の補助金の額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、あきない力向上支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、書類等の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の額を決定し、申請者に通知するものとする。

(変更の承認の申請)

第9条 規則第6条第1項の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、あきない力向上支援事業補助金交付(中止・変更)承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金交付の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、あきない力向上支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に必要書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について市長の承認

を受けた場合においては、承認を受けた日) から14日以内に行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者等は、補助事業が完了した場合は、あきない力向上支援事業補助金請求書(第4号様式)を前条の実績報告書とともに提出するものとする。

(会計帳簿の整理等)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象事業
1 広告宣伝 チラシ作成、ホームページ作成、広告の掲載等
2 店舗の魅力及び環境の向上 店舗レイアウトの改良、店舗のユニバーサルデザイン化、備品・設備導入等
3 サービス及び商品の開発 通信販売の実施、新商品開発、商品デザインのリニューアル等
4 その他あきない力の向上が見込まれると市長が認めたもの

別表 2 (第 5 条関係)

経費の区分	内 容
1 広告宣伝費	チラシ、パンフレット及びホームページ等の作成並びに広告の掲載等に要する経費
2 会場使用料	商談及び会議等の使用する施設の使用に要する経費
3 商談会等出展料	商談会及び展示会等への参加に要する参加料及び出展料などの経費
4 設備費	店舗の改装並びに備品及び設備の導入等に要する経費
5 開発費	新商品及び新サービスの開発等に必要の原材料の購入、試験、分析及び調査等に要する経費
6 旅費	商談会等への参加に要する旅費並びに事業実施に必要な会議及び打合せ等に要する経費
7 専門家派遣費	専門家から必要な指導及び助言等を受けるために要する経費
8 事務経費	事業実施に必要な事務用品及び通信運搬費等の経費